

第1回 危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討会 議事の記録（概要）

1 開催日時

平成26年6月24日（火） 午後2時から午後4時まで

2 開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
中央合同庁舎第7号館（金融庁）9階共用会議室3

3 出席者（五十音順。敬称略）

青戸 久明、井上 貴光、大谷 英雄、喜々津 仁密、八木 伊知郎（代理）、今野 和義、清水 秀樹、杉本 完蔵、高橋 俊勝、田中 由人、塚目 孝裕、西川 省吾、仲田 義輝（代理）、吉田 一史

4 配布資料

- 資料1-1 危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討会委員名簿
- 資料1-2 危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討会開催要綱（案）
- 資料1-3 検討の趣旨及び進め方について
- 資料1-4 危険物施設における太陽光発電設備の設置状況に関する実態調査・分析（案）
について
- 資料1-5 危険物施設の放爆に関するシミュレーション（案）について
- 資料1-6 スケジュールについて
- 参考1-1 太陽光発電設備の概要
- 参考1-2 放爆構造とする主な危険物施設の技術基準
- 参考1-3 建築物に求められる構造耐力
- 参考1-4 太陽電池モジュールの安全規格と認証制度について

5 座長の選任及び座長代理の指名

- (1) 事務局から座長に大谷委員が推薦され、全委員の賛同を得た。
- (2) 座長から座長代理に西川委員が指名され、大谷委員の了承を得た。

6 議事

- (1) 検討の趣旨及び進め方について
 - 資料1-3により事務局から、参考1-4により井上委員から説明が行われた。
 - 質疑等については以下のとおり。
 - 【委員】 本市では太陽光発電設備の設置を認めた一般取扱所が1件あるが、一般取扱所に必

要な電力を確保するためだけの範囲について許可を与えた。この検討会では、売電を認めていくのかどうかについても検討するのか。

→【事務局】考え方はいろいろあると思う。例えば、売電に関しては認められないという考え方もあるし、安全性を確保して設置するなら売電についても認めて構わないのではないかといった考え方もあると思われる。売電についても委員の皆様から御意見を伺いたいと考えている。

【委員】急速充電設備の場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所への設置が認められていることから、太陽光発電設備についても同様に検討していただきたい。

【座長】太陽光発電設備の設置を認めるかどうかについては、施設区分も考慮しなければいけないのではないかと。例えば、給油取扱所が、太陽光発電設備を用いてどのような形態で使われるのかということも考えて検討しなければならないであろう。

【委員】危険物施設において、横方向に放爆させる事例は実際にあるのか。

→【事務局】窓で放爆させる事例はあると聞いているが、どのように運用しているか等の詳細については把握していない。

→【座長】開口部周辺に爆風の影響が及ぶおそれがあるかなど、周囲の環境にもよるであろう。

【座長】JET（一般財団法人電気安全環境研究所）において、太陽電池モジュールがJIS規格に適合するかどうかについて、かなりの数の認証をしているようだが、海外での認証は、IEC規格（国際電気標準規格）に基づいて行われているのか。

→【委員】IEC規格に基づいて行われている。ヨーロッパでは主にEN規格（欧州統一規格）が使われているが、内容はすべてIEC規格と整合性がとられている。また、JIS規格についても、IEC規格を基にして定められている。

【座長】危険物施設においても、何かしらの認証を受けたものを設置することが必要ではないか。

【座長】放爆と耐風圧のバランスをとる（爆発においては屋根自体が吹き飛び、台風等においては太陽電池モジュールが屋根から外れることがないようにする）ことは難しいと思われる。

→【事務局】太陽電池モジュールを落下させないための対策について検討し、結論を導きたいと思っている。

【座長】台風などで飛ばされた場合に、太陽電池モジュールが着火源になるかどうか論点になるのではないかと。

→【事務局】可燃性蒸気が滞留している場所に落下すると着火源となるおそれがあるので、設置場所について整理する必要がある。

【委員】本検討会の検討対象範囲であるが、大規模な危険物施設の屋根に太陽電池モジュールを置く場合や、高危混合施設の屋根に太陽電池モジュールを置く場合も対象としているのか。

→【事務局】実態調査の結果によるが、おそらく小規模な危険物施設が検討の対象のメインとなると思われる。大規模な危険物施設に置く場合等は、御要望をいただければそのようなパターンについても検討したい。

そういった事業所側のニーズについても、意見をいただきたい。また、ガス関係は消防法の規制対象ではないため、本検討会で消防法関連の議論をしながら、掘り下げの必要がある部分に関しては相談させていただきたい。

【座長】危険物施設の事業所内の空地に、太陽電池モジュールが設置されることはあるのか。

→【委員】太陽光発電設備を消防法で規定されている保有空地内に設置することは、消防活動上支障が出るので認め難いと考えられる。

(2) 危険物施設における太陽光発電設備の設置状況に関する実態調査・分析（案）について
資料1-4により事務局から説明が行われた。

質疑等については以下のとおり。

【事務局】実態調査については、事務局で調査票の案を作成して委員の皆様にもメールで送り、御意見をいただこうと考えている。

→【委員】質問の仕方によって答えが変わったりするので、留意していただきたい。

(3) 危険物施設の放爆に関するシミュレーション（案）について

資料1-5により事務局から説明が行われた。

質疑等については以下のとおり。

【委員】危険物施設における太陽光発電設備の設置状況に関するアンケートの結果を踏まえて、パラメーターを絞り込む必要があるが、シミュレーションが可能な可燃性ガスは限定されるのではないか。

→【事務局】代表的なものでシミュレーションを実施したいと考えている。

【委員】室内の危険物と屋根の上の太陽電池モジュールとの位置関係など、太陽電池モジュールの設置状況についてもパラメーターに含めた方がいいと思う。

(4) スケジュールについて

資料1-6により事務局から説明が行われた。

(5) その他

特段の意見等なし。

以上